平成２２年（フ）第１２６２５号
東京都江東区森下２丁目18―２―401
債務者　宇都　翔太
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６２６号
東京都中野区上高田２丁目23―３―２Ｄ
債務者　山野圭こと　上野　金重
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６３７号
東京都大田区西蒲田４丁目17―３―103
債務者　六町　　潤
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６３８号
東京都江戸川区西葛西６―24―５―702、住民票上の住所秋田県横手市婦気大堤字街道下31―11
債務者　佐藤　　翼
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６３９号
東京都江戸川区西葛西６―24―５―702、住民票上の住所青森県八戸市大字新井田字寺沢17―５
債務者　武部可奈子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６４０号
東京都板橋区東山町33―５―202
債務者　齋藤　　明
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６４１号
東京都新宿区下落合３丁目14―21―406
債務者　中田　　聡
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６５５号
神奈川県大和市福田３丁目８―４―Ａ―205
債務者　松尾　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６５９号
東京都中野区江原町２丁目21―７―205
債務者　小菅　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６６０号
東京都葛飾区東金町３丁目38―９―206
債務者　松本　勝栄
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６６２号
東京都豊島区池袋３―56―７―203、住民票上の住所東京都練馬区南田中３丁目13―17
債務者　松田　隆宏
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６６３号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５―27―202
債務者　齊藤　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６６７号
東京都中野区中野１丁目21―９―103
債務者　川合　亮介
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６６８号
神奈川県大和市南林間８丁目９―16―201
債務者　紺野　　敦
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６７１号
東京都清瀬市松山１丁目11―22―201
債務者　大田　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部